

○静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

昭和 55 年 9 月 13 日

規則第 30 号

静岡県危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則をここに制定する。

静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(題名改正〔平成 12 年規則 131 号〕)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例(平成 12 年静岡県条例第 70 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 12 年規則 131 号〕)

(収容されている犬の返還の申請)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定により収容されている犬の返還を受けようとする者は、様式第 1 号による収容犬返還申請書を条例第 11 条第 1 項の規定による通知の事務の委任を受けた保健所長に提出しなければならない。

(追加〔平成 12 年規則 131 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 11 号〕)

(身分証明書)

第 3 条 条例第 10 条第 4 項及び第 16 条第 2 項の身分を示す証明書の様式は、様式第 2 号によるものとする。

(追加〔平成 12 年規則 131 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 11 号〕)

(緊急時の通報先)

第 4 条 条例第 14 条第 3 項の規則で定める当該職員は、保健所又は健康福祉部生活衛生局衛生課に勤務する職員とする。

(一部改正〔昭和 60 年規則 16 号・平成 3 年 30 号・9 年 20 号・11 年 28 号・12 年 131 号・14 年 21 号・18 年 11 号・19 年 29 号・22 年 18 号〕)

(事故の届出)

第 5 条 条例第 14 条第 4 項の規定による届出は、様式第 3 号による事故届によってしなければならない。

(一部改正〔平成 11 年規則 28 号・12 年 131 号・18 年 11 号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

(静岡県証紙規則の一部改正)

2 静岡県証紙規則(昭和 44 年静岡県規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(知事の権限の一部を保健所長等に対して委任する規則の一部改正)

2 知事の権限の一部を保健所長等に対して委任する規則(昭和 48 年静岡県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 3 年 3 月 30 日規則第 30 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 5 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 20 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 101 号)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の静岡県危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日規則第 131 号)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 4 条を加える改正規定(第 3 条に係る部分に限る。)及び様式第 1 号から様式第 3 号までを加える改正規定(様式第 1 号に係る部分に限る。)は公布の日から、第 2 条第 1 号の改正規定中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める部分は平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 21 号抄)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 5 号抄)

1 この規則は、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)の施行の日(平成 17 年 3 月 7 日)から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日規則第 11 号)

1 この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書は、改正後の静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式(様式第 2 号及び様式第 11 号に限る。)により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する